(b) 組織の構成（責任に関する明確な説明を含む。）
(c) 十分な資源（資格を有する職員であって、十分に知識及び経験を有し、かつ、訓練されたものを含む。）
(d) 政策及び手続に記載された適切な過程
(e) 文書及び記録
(f) 確立された検査の計画であって、法的な及び規制上の枠組みの実施について監督に関する制度の種々の要素の間の統一的な水準を確保するもの

第二十九条　権限のある当局の継続的な資格審査

1　各締約者の技術機関は、この附属書の実施に関するそれぞれの規制上の制度が十分に同等の水準の安全性を確保するようにそれぞれの規制上の制度に対する相互の信頼を維持するため、他方の締約者の権限のある当局の前条に定める資格要件についての遵守を定期的に評価する。この継続的な相互の評価の方式は、技術実施手続で定める。

2　一方の締約者の権限のある当局は、1に規定する評価が要求された場合には他方の締約者の権限のある当局と協力し、及び自己の監督の下にある規制を受ける事業体が両技術機関に対してアクセスを認めることを確保する。

3　いずれかの締約者の技術機関が、他方の締約者の権限のある当局の技術的能力が適切でなくなったと信ずる場合又はこの附属書の実施に関する他方の締約者の制度が当該他方の締約者の権限のある当局が行う適合性認定若しくは当該他方の締約者の権限のある当局が交付する証明書の受入れを認めるために十分に同等の水準の安全性を確保しなくなったという理由により当該受入れを停止すべきであると信ずる場合には、両技術機関は、是正措置を特定するために協議する。

4　各締約者の技術機関は、相互に受け入れることができる方法を通じて相互の信頼を回復することができない場合には、3に規定する事項を証明監督理事会に付託することができる。

5　各締約者は、3に規定する事項が証明監督理事会によって解決されない場合には、当該事項を協定第十一条の規定によって設置される合同委員会に付託することができる。

第Ｈ節　連絡、協議及び支援

第三十条　連絡

両締約者の権限のある当局の間の全ての連絡は、両技術機関が個別に決定する例外を除くほか、技術実施手続に定める文書を含め、英語で行う。

第三十一条　技術的な協議

1　両技術機関は、協議を通じてこの附属書の実施に関する問題に対処する。

2　各締約者の技術機関は、1の規定に従って行う協議を通じ相互に受け入れることができる解決に至らない場合には、1に規定する問題を証明監督理事会に付託することができる。

3　各締約者は、1に規定する問題が証明監督理事会によって解決されない場合には、当該問題を協定第十一条の規定によって設置される合同委員会に付託することができる。

第三十二条　証明における支援及び継続的な耐空性のための監督活動における支援

一方の締約者の権限のある当局は、設計、製造及び環境保護に関連する証明並びにこれらに関連する継続的な耐空性のための監督活動において、要請に基づき、相互の同意の後に及び資源が許す場合には、他方の締約者の権限のある当局に対して技術的な支援、データ及び情報を提供することができる。提供する支援及び当該支援を提供するための過程は、技術実施手続で定める。

外務大臣臨時代理
国務大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　菅　義偉

（右条約の英文）

AGREEMENT
ON CIVIL AVIATION SAFETY
BETWEEN THE EUROPEAN UNION
AND JAPAN

The EUROPEAN UNION and JAPAN (hereinafter referred to as "the Parties"),

RECOGNISING the continuous trend toward multinational design, production and distribution of civil aeronautical products;

DESIRING to promote civil aviation safety and environmental compatibility and to facilitate the free flow of civil aeronautical products;

DESIRING to enhance cooperation and increase efficiency in matters related to civil aviation safety;

CONSIDERING that their cooperation can positively contribute to encouraging greater international harmonisation of standards and processes related to civil aviation safety and environmental compatibility;

CONSIDERING the possible reduction of the economic burden imposed on the aviation industry by removing duplication in technical inspections, evaluations, and testing;

RECOGNISING that any reciprocal acceptance of findings of compliance and certificates must be based on the mutual confidence of the Parties that their regulatory systems for civil aviation safety ensure a sufficiently equivalent level of safety;